

会津若松市立学校体育施設利用に係る注意点について

1 利用団体登録は、1 団体につき1 利用施設です。

施設の利用については、登録証に明記された学校のみです。ただし、利用登録をした学校の都合等により利用できない場合のみ、他の学校に空きがある場合に限り、利用可能（許可）とします。「管理員任務に伴う誓約書」は、利用する学校全てに提出してください。

2 鍵の取扱いの管理を徹底をすること。

利用する学校が指定する場所に、暗証番号式のキーボックスを設置しています。暗唱番号は、学校から管理員にのみ通知します。管理員は、暗証番号を漏らさないよう管理を徹底してください。同じ団体でも、管理員以外に、暗唱番号を教えることは出来ません。

また、複数の団体が同日に施設を利用する際に、鍵の受け渡しが確実に行われるよう、互いの連絡先を確認してください。なお、知り得た個人情報、学校体育施設利用のみに利用することとし、秘守義務を徹底してください。

3 開放日・開放時間は学校側の判断・指示により従うこと。

開放日及び開放時間は、原則として下記のとおりです。

通年での開放や利用時間の区分については、学校側の判断・指示に従ってください。許可を得た日に利用しなくなった際は、必ず利用学校に連絡をしてください。※1

区分	開放日	時間	利用料金
体育館開放	5月から翌年2月まで	①9時～12時まで ②13時～16時まで ③18時～21時まで	無料
校庭開放	5月から11月まで	①5時～8時まで ②9時～12時まで ③13時～16時まで	無料
校庭夜間開放 (六中のみ)	5月から11月まで	19時～21時まで	有料 ※2

〈中止の場合の対応〉

※1 中止の際の連絡方法については、利用する学校に事前に確認してください。

第六中学校のナイター利用団体は、管理指導員に必ず連絡をしてください。

※2 六中ナイターは、点灯数により料金が異なります。

4 利用時に事故（人身事故及び物品破損等）が発生した場合は、利用団体で対応すること。

利用時に事故が発生した場合は、利用団体が責任を持って対応してください。学校所有の物品破損については、速やかに利用している学校へ連絡するとともに、原状回復の措置をお願いします。

また、団体利用登録をしていないお子様をお連れの際は、怪我防止のため、利用団体の中で係員を決めるなど、目を離さぬよう十分注意してください。

5 利用学校の指示に従わなかったり、違反があった際は、学校施設の利用を禁止します。

(事例)

- ・ 体育館の窓の施錠忘れ、照明の消灯忘れや、鍵の管理が守れない。
- ・ 利用時間を守らない。利用団体で出したゴミを持ち帰らない。
- ・ 指定した駐車場以外の駐車禁止区域に車を止めている。

6 施設の整備状態等により、利用を制限する場合があります。

体育館等の施設の改修整備等により、利用を中止したり、種目を制限する場合がありますので、予めご了承ください。